

福知山市監査委員告示第4号

令和6年度に実施した財政援助団体等監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和7年7月3日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

別紙

令和6年度財政援助団体等監査結果措置通知書

地域振興部まちづくり推進課・大江まちづくり住民協議会

監査の結果	講じた措置
1 経理処理について 協議会職員の鬼タク手当は、有償運送事業特別会計から支出されたい。 2 出納管理について 日々の出納管理が十分でないところがあった。管理体制を確立されたい。	1 経理処理について 鬼タクに係る手当については、有償運送事業特別会計から支出するよう令和6年度会計より整理した。 2 出納管理について 出納管理体制について、複数職員による定期的な確認を行う管理体制を確立した。